

前橋市第 3 次障害者福祉計画

素案

平成 27 年 12 月

(表紙裏)

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1項 計画策定の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の背景.....	3
(3) 計画の期間.....	6
(4) 障害者（障害のある人）の定義.....	6
第2項 計画の基本的な考え方.....	7
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標	7
第2章 障害のある人をめぐる状況.....	10
第1項 障害者数等の推移	10
(1) 身体障害者	10
(2) 知的障害者	11
(3) 精神障害者	11
(4) 難病患者	12
第2項 障害のある児童・生徒の就学状況.....	12
(1) 特別支援学級（特殊学級）の児童生徒数.....	12
(2) 特別支援学校（養護学校）の児童・生徒数	12
第3項 障害のある人の雇用・就労状況	13
(1) 前橋公共職業安定所管内における障害者職業紹介状況	13
第4項 障害者（児）施設の状況	13
第5項 福祉サービスの利用状況	13
第3章 施策の展開.....	14
第1項 差別の解消及び権利擁護の推進	14
(1) 差別の解消に向けた取組.....	14
(2) 成年後見制度の利用の促進	18
(3) 相互理解の促進	19
第2項 早期療育、教育環境の整備.....	22
(1) 早期療育体制の充実	22
(2) 一人ひとりに応じた教育の推進.....	25
第3項 保健・医療の充実	28

(1) 保健・医療の充実	28
(2) 精神保健福祉の推進	32
(3) 難病患者支援の推進	34
第4項 生活支援の充実	35
(1) 相談支援体制の充実	35
(2) 自立生活支援の充実	37
(3) 日中活動の場の整備	41
(4) 住まいの場の充実	42
(5) 人材の育成・確保、サービスの質の向上	44
(6) 地域福祉活動の促進	46
第5項 雇用・就労の促進	49
(1) 雇用・就労機会の拡大	49
(2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上	52
第6項 社会参加の充実	54
(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実	54
(2) 生涯学習活動の促進	56
(3) 社会参加活動の促進	57
第7項 暮らしやすい生活環境の整備	59
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	59
(2) 情報アクセシビリティの推進	62
(3) 安心・安全のまちづくり	64
第4章 計画の推進	67
第1項 推進体制の整備（進捗状況の管理と評価）	67

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき「第2次障害者福祉計画」（計画期間：平成18～27年度）を平成18年度に策定し、これまで様々な障害者福祉施策を推進してきました。第2次計画の期間の満了にともない、障害者施策の中長期的な計画として、平成28年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

本市では、将来都市像として掲げています、市民の皆さんが健康でいきいきと暮らせる社会を築いていこうとする「生命都市いきいき前橋」構想の具現化を図る中で、障害者施策推進の基本となる計画として位置づけられます。

策定にあたっては、関係部署の職員をメンバーとする策定委員会、市民の方々にも参加していただく策定懇話会を設置し、検討を進めました。

なお、具体的な障害福祉サービスの見込み量及びその確保のための方策については、平成18年度より3か年を一期とする「障害福祉計画」を策定し、施策の推進を図っています。

■「障害者福祉計画」及び「障害福祉計画」の性格

障害者福祉計画	障害福祉計画
<p>○障害者基本法第11条3項に定める市町村障害者計画として策定するものです。障害者の社会参加やまちづくり等、市の障害者施策に関する総合的な計画として、施策の基本的方向と具体的施策を掲げています。</p> <p>○本市ではこれまで、次の計画に基づき施策を推進してきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1期障害者計画(H8～H17)・第2期障害者計画(H18～H27)	<p>○障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画として策定するものです。3年を一期とし、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量及び提供体制の確保について定めており、実施計画的な性格を持っています。</p> <p>○本市ではこれまで、次の計画に基づき施策を推進してきました。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1期障害福祉計画(H18～H20)・第2期障害福祉計画(H21～H23)・第3期障害福祉計画(H24～H26)・第4期障害福祉計画(H27～H29)

■(参考)「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」の根拠法>

【障害者基本法 第11条(障害者基本計画等)】

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

【障害者総合支援法 第88条(市町村障害福祉計画)】

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)

(2) 計画の背景

近年の障害者施策をめぐる国の主要な動向は次のとおりです。社会環境の変化にともない、障害者施策をめぐる目まぐるしく状況が変化しています。

■ 障害者基本法の一部を改正する法律の成立（平成 23 年 7 月）

平成 23 年 7 月に障害者基本法の一部を改正する法律が成立し、同年 8 月に施行されました。改正法の目的については、障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、同条約に定められる障害者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から改正が行われました。また、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔たられることなく、他者と共生することができる社会の実現を新たに規定しています。

■ 児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月）

障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が市区町村となりました。

■ 障害者虐待防止法の施行（平成 24 年 10 月）

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。

■ 障害者基本計画の策定（平成 24 年 12 月）

障害者政策委員会は、平成 24 年 12 月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出しました。それを受け、政府は平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間を対象とする障害者基本計画（第 3 次）を策定しました。

■ 障害者総合支援法の施行（平成 25 年 4 月）

障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が、平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行（一部、平成 26 年 4 月施行）されました。

■ 障害者優先調達推進法の施行（平成 25 年 4 月）

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行されました。

■ 障害者(児)の定義に政令で定める難病患者等を追加（平成 25 年 4 月）

障害者総合支援法において、平成 25 年 4 月からは、障害者(児)の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変化などにより、身体障害者手帳の取得はできないものの、一定の障害のある人が障害福祉サービス等の対象となりました。

■ 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布されました（平成 25 年 6 月 30 日施行）。これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

■ 障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成 25 年 6 月に成立しました。また、本法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しの施行については、平成 30 年 4 月から施行されます）。

■ 障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

平成 26 年 1 月 20 日、我が国は「障害者権利条約」を批准しました。「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しており、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、前文及び 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締結国に求めています。

■ 障害程度区分から障害支援区分への見直し等（平成 26 年 4 月）

障害者総合支援法において、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが施行されました。

■精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 4 月）

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しを行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 4 月から施行（一部、平成 28 年 4 月施行）されました。

■難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

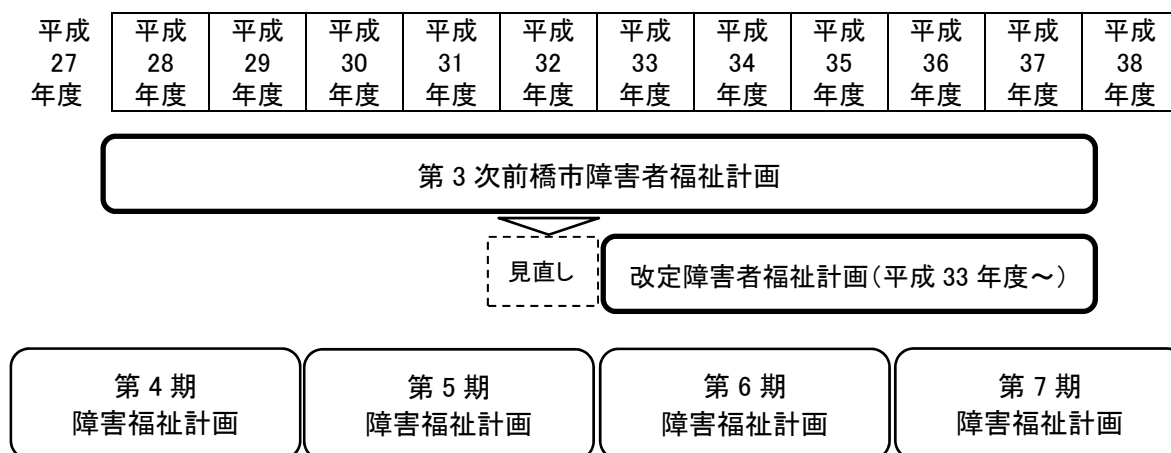
難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることのできるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月から施行されました。

■障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月に成立しました。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、平成 27 年 2 月に閣議決定されました。

(3) 計画の期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。計画期間 5 年目の平成 32 年度に見直しを行い、平成 33 年度を初年度とする新たな計画への改定を行います。なお、障害福祉サービスの見込量およびその確保のための方策を定める障害福祉計画は、3 か年を一期として策定します。



(4) 障害者（障害のある人）の定義

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 2 条第 1 項において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁（※）により継続的に自治上生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障害者（障害のある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

※「社会的障壁」とは、障害者基本法第 2 条第 2 項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

■ 障害者総合支援法における支援の対象者

- ・身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- ・難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）

第2項 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

～ 地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に～

本計画においては、ノーマライゼーション理念の実現に向け、「地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を基本理念として、様々な施策の推進を図ります。また、施策の推進においては、下記の5点を基本的な取り組み姿勢とします。

- 障害者の主体性・自立性を尊重します
- 障害の重度化・重複化、高齢化への対応とQOLの向上を図ります
- 障害のある人へのサービス提供の基盤整備に努めます
- 生活環境すべてにおけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます
- とともに生きる地域生活の実現をめざします

(2) 基本目標

基本理念である「地域であたりまえに暮らしたいという一人ひとりの思いを大切に」を実践するために、次の7項目の基本目標を設定しました。

基本目標 1

差別の解消及び権利擁護の推進

本市は、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止、障害者の権利擁護のための取組を進めます。

◆対応する主な施策◆

施策番号 1-1-1	障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発活動の充実
施策番号 1-1-3	障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮
施策番号 1-2-1	成年後見制度（成年後見制度利用支援）

基本目標 2

早期療育、教育環境の整備

障害のある子どもに対して早期の支援の充実を図るとともに、その能力や可能性を最大限に伸ばしていけるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を提供します。

◆対応する主な施策 ◆

施策番号 2-1-1	障害乳幼児等対策体制の推進強化
施策番号 2-2-1	幼児教育センターの専門家によるサポート
施策番号 2-2-5	特別支援教育の充実

基本目標 3

保健・医療の充実

市民一人ひとりの健康づくりの推進により、生活習慣病予防等を通じて障害に至らないよう多彩な取組を推進します。また、障害のある人においては、地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な保健サービスや医療が適切に受けられる環境整備を進めます。

◆対応する主な施策 ◆

施策番号 3-1-1	乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施
施策番号 3-1-9	自立支援医療の推進
施策番号 3-2-3	精神保健相談支援事業の推進

基本目標 4

生活支援の充実

障害のある人が、安心して気軽に利用できる相談体制・情報提供の充実を図ります。障害福祉サービス及び地域生活支援事業を着実に推進するとともに、適切な住まいの場が確保できるよう努めます。また、住み慣れた地域で支え合っていくため、地域福祉の推進を図ります。

◆対応する主な施策 ◆

施策番号 4-1-1	障害者相談支援事業の推進
施策番号 4-2-1	障害福祉サービスの実施
施策番号 4-2-2	地域生活支援事業の実施
施策番号 4-4-4	グループホーム、福祉ホームの整備
施策番号 4-6-1	専門的な福祉ボランティアの養成

基本目標 5

雇用・就労の促進

障害があってもその適性と能力にふさわしい就労が実現できるよう、支援のための施策を展開します。あわせて、企業・事業者に対して障害者雇用の促進に向けた啓発を進めます。

◆対応する主な施策 ◆

施策番号 5-1-1	就労移行支援
施策番号 5-1-4	企業・事業者等の雇用促進強化
施策番号 5-2-2	障害者就労施設等への積極的な発注

基本目標 6

社会参加の拡充

障害のある人が生活を一層豊かで潤いのあるものにできるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動などの充実を図ります。また、外出・社会参加を促進するための交通・移動手段の整備を進めます。

◆対応する主な施策 ◆

施策番号 6-1-1	スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催
施策番号 6-2-2	公民館事業の充実
施策番号 6-3-1	移動支援事業の充実

基本目標 7

暮らしやすい生活環境の整備

バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境を整備するとともに、必要な情報を適切に入手できるよう情報アクセシビリティの向上を図ります。また、災害時などに適切なサポートができるよう支援体制を強化します。

◆対応する主な施策 ◆

施策番号 7-1-1	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化
施策番号 7-2-2	情報提供の充実
施策番号 7-3-4	災害時要配慮者対策・災害時要配慮者避難対策

第2章 障害のある人をめぐる状況

第1項 障害者数等の推移

第2章 調整中

(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者数は、平成26年度末で●●人で、平成22年度から……

手帳の等級別にみると、……

障害の種類別にみると、……

【等級別・障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計		11,581 (100%)	11,665 (100%)	11,727 (100%)	11,802 (100%)	11,857 (100%)
等級	1級	4,458 (38.5%)	4,461 (38.2%)	4,534 (38.7%)	4,570 (38.7%)	4,581 (38.6%)
	2級	1,951 (16.8%)	1,986 (17.0%)	1,962 (16.7%)	1,941 (16.4%)	1,958 (16.5%)
	3級	1,543 (13.3%)	1,527 (13.1%)	1,520 (13.0%)	1,522 (12.9%)	1,495 (12.6%)
	4級	2,076 (17.9%)	2,161 (18.5%)	2,215 (18.9%)	2,300 (19.5%)	2,339 (19.7%)
	5級	828 (7.1%)	809 (6.9%)	792 (6.8%)	771 (6.5%)	772 (6.5%)
	6級	725 (6.3%)	721 (6.2%)	704 (6.0%)	698 (5.9%)	712 (6.0%)
障害の種類	視覚	779 (6.7%)	759 (6.5%)	731 (6.2%)	707 (5.9%)	700 (5.9%)
	聴覚・平衡	1,060 (9.2%)	1,087 (9.3%)	1,082 (9.2%)	1,101 (9.1%)	1,128 (9.5%)
	音声・言語	98 (0.8%)	102 (0.9%)	100 (0.9%)	102 (0.8%)	103 (0.9%)
	肢体不自由	6,147 (53.1%)	6,168 (52.9%)	6,185 (52.7%)	6,199 (51.4%)	6,149 (51.9%)
	内部障害	3,497 (30.2%)	3,549 (30.4%)	3,629 (30.9%)	3,693 (32.8%)	3,777 (31.9%)

(各年度末現在)

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数は、平成 26 年度末で●●人で、平成 22 年度から……

【等級別療育手帳所持者数の推移】

(単位:人)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
合計		1,911 100%	1,994 100%	2,050 100%	2,141 100%	2,219 100%
等級	重度	777 40.7%	802 40.2%	817 39.9%	854 39.9%	864 38.9%
	中度	593 31.0%	604 30.3%	610 29.8%	616 28.8%	625 28.2%
	軽度	541 28.3%	588 29.5%	623 30.4%	671 31.3%	730 32.9%

(各年度末現在)

(3) 精神障害者

平成 22 年度の通院公費負担制度該当者は 3,007 人で、平成 26 年度では●●人となっており、5 年間で●●人増加しています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は……

【通院公費負担利用者数の推移】

(単位:人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通院公費負担制度 該当者	3,007	3,061	3,157	3,660	3,916

(各年度末現在)

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位:人)

区分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
合計		1,342 (100%)	1,366 (100%)	1,519 (100%)	1,687 (100%)	1,847 (100%)
等級	1 級	569 (42.4%)	579 (42.4%)	623 (41.0%)	682 (40.4%)	724 (39.2%)
	2 級	607 (45.2%)	619 (45.3%)	704 (46.3%)	783 (46.4%)	855 (46.3%)
	3 級	166 (12.4%)	168 (12.3%)	192 (12.6%)	222 (13.2%)	268 (14.5%)

(各年度末現在)

(4) 難病患者

平成 22 年度の特定疾患等見舞金受給者数は 3,045 人で、平成 26 年度では●●人となっており、5 年間で●●人増加しています。

【特定疾患等見舞金受給者数の推移】

(単位:人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定疾患等 見舞金受給者数	3,045	3,206	3,335	3,494	3,610

第 2 項 障害のある児童・生徒の就学状況

(1) 特別支援学級（特殊学級）の児童生徒数

①小・中学校特別支援学級（特殊学級）

②通級指導教室

(2) 特別支援学校（養護学校）の児童・生徒数

特別支援学校の概況（推移）

【特別支援学校の概況（推移）】

(単位:人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
幼稚部	23	25	23	32	
小学部	107	118	115	131	
中学部	106	95	93	92	
高等部	273	281	293	300	

各年度 5 月 1 日現在

第3項 障害のある人の雇用・就労状況

(1) 前橋公共職業安定所管内における障害者職業紹介状況

① 求職登録状況

② 職業紹介状況

【職業生涯状況（推移）】

(単位：人)

	種別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規 求職 者数	身体障害者	161	167	191	178	
	知的障害者	69	75	77	88	
	精神障害・その他	137	150	202	202	
就職	身体障害者	64	77	73	75	
	知的障害者	31	57	43	57	
	精神障害・その他	59	46	86	21	
新規 登録 者数	身体障害者	70	75	70	80	
	知的障害者	45	41	49	29	
	精神障害・その他	65	77	72	49	

第4項 障害者（児）施設の状況

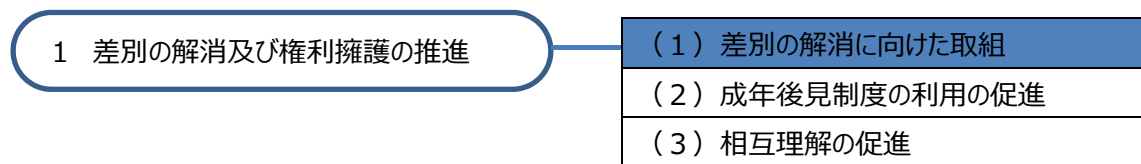
第5項 福祉サービスの利用状況

第3章 施策の展開

第1項 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 差別の解消に向けた取組

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害者基本法第4条の「差別の禁止」の原則に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを進めることが大切です。アンケート調査の結果によると、差別等を受けた経験がある人は（「よくある」「少しある」の合計）、身体障害で36%、知的障害で70%、精神障害で57%、難病で30%となっています。
- 障害者差別解消法では、地方公共団体においては、職員が適切に対応できるようにするため「職員対応要領」を定めるように努めるものとされており、本市において策定を検討し、障害のある人が必要とする必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行っていくことが必要です。
- 障害者差別解消法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の防止などに取り組むことが必要です。

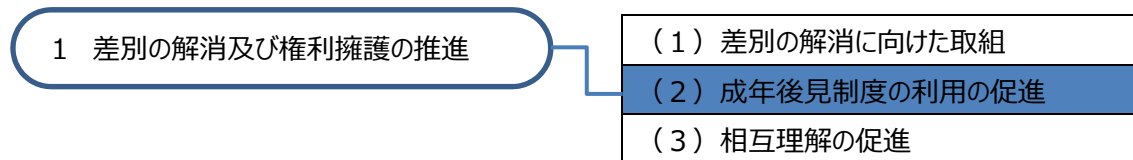
施策 番号	施策内容		担当
1-1-1	施策名	障害及び障害のある人への理解を深めるための広報啓発活動の充実	障害福祉課
内容	市民の「障害」と「障害のある人」についての理解が深まるよう、「障害者週間」（12月3日～9日）、「知的障害者福祉月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）などのほか、年間を通じ各種広報活動を行い、正しい知識の促進に向け、普及・啓発を図ります。		
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉パレードの開催 ・イベント、講演会の実施及び機関紙（みんなのらいふ）の発行 ・「広報まえばし」に普及週間の掲載 		
<u>1-1-2</u>	施策名	障害者差別解消法に基づく地域住民等に対する啓発活動	障害福祉課
内容	障害者差別については、事業者や住民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、関係機関と連携して各種啓発活動に取り組み、障害に関する理解の促進を図ります。		
<u>1-1-3</u>	施策名	障害者差別解消法に基づく行政サービスにおける配慮	障害福祉課
内容	国・県の動向を踏まえ、職員対応要領を策定し、職員が適切に対応できるよう、具体的な事例を示しながら、不当な差別的取扱い及び合理的配慮（差別解消）等について周知します。また、障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるために必要な普及・啓発活動を行います。		
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領 ・合理的配慮の例（点字ブロック・点字案内表示・車いすスロープ等の設置、段差の解消、多目的トイレの設置、手話通訳者又は筆談による対応、ルーペ・拡大読書器・意思表示カード等の配備、など） 		

施策番号	施策内容		担当
1-1-4	施策名	遠隔通信端末及び筆談ボード等によるサービスの提供	障害福祉課
	内容	本庁の主な窓口と障害福祉課、その他の部署と通信端末を接続し、聴覚障害者とのスムーズな意思疎通を支援します。また、それ以外の窓口では、筆談ボード等を配備し、あらゆる場面でも筆談により意思疎通が図られる体制を整備します。	
1-1-5	施策名	手話言語条例制定後の取組み	障害福祉課
	内容	手話を言語と位置づけ、普及を図る手話言語条例が制定されたことにより、手話の普及・啓発に向けた施策について、有識者や関係団体の代表者等で構成する自立支援協議会（特定課題会議）において、方針を策定し推進します。	
	事業	・自立支援協議会（特定課題会議）	
1-1-6	施策名	虐待の予防及び早期発見・早期対応の推進	障害福祉課
	内容	障害のある人の虐待予防、早期発見、虐待を受けた人の保護や相談に対応する体制の充実を図ります。前橋市障害者虐待防止センターを中心に関係課・関係機関との連携を図るとともに、市民の意識啓発を進めます。	
	事業	・障害者虐待防止ネットワーク会議 ・障害者虐待一時保護事業 ・障害者虐待防止センターの設置	

施策 番号	施策内容		担当
1-1-7	施策名	児童生徒への人権教育の推進	総合教育プラザ
	内容	<p>児童生徒が人権の重要性について理解し、それを普段の態度や行動として具体化していけるよう、引き続き各学校における教育活動全体を通じた指導の充実を図ります。</p> <p>このため、教職員の人権感覚の高揚、常時指導の充実、人権教育の全体計画・年間指導計画の改善について、研修等の実施を推進します。</p>	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育研修 ・人権教育授業研修 ・視聴覚教材パンフレットやチラシの配布 ・人権主任会 	

(2) 成年後見制度の利用の促進

<施策体系の中の位置付け>



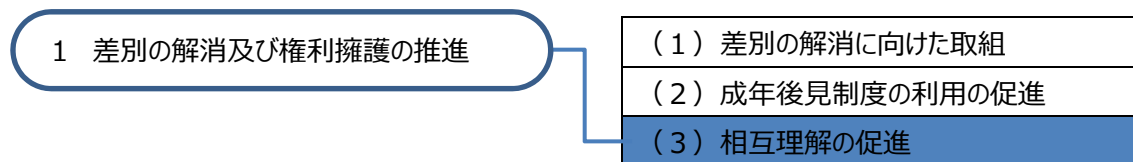
<基本的な考え方>

- 障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の充実が求められています。
- アンケート調査の結果によれば、消費者被害・トラブルにあった経験を持つ人は、身体障害で約 1 割、知的障害で約 5%、精神障害で約 2 割となっています。超高齢化社会が目前に迫り、権利擁護について支援が必要な障害者はさらに増加していくと見込まれます。必要な人が適切な支援を確実に受けられるようにしていくことが重要です。

施策番号	施策内容		担当
1-2-1	施策名	成年後見制度（成年後見制度利用支援）	障害福祉課
	内容	判断能力が不十分な障害者に対し、財産管理等の重要な法律行為については、成年後見制度の利用促進を図ります。障害者の地域移行や介護者の高齢化が進むなか、障害者の権利・利益の保護のため必要な方へ市長による申し立てや費用の助成を実施するとともに、法人後見の実施等について検討を進めます。	
	事業	・成年後見制度利用支援	
1-2-2	施策名	日常生活自立支援事業	社会福祉課 (市社協)
	内容	知的障害や精神障害等により判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等について、市社会福祉協議会と連携し、適切な援助が得られるよう努めます。本事業に寄せられる相談や依頼は年々増加し、またその内容は複雑化・多様化しているため、体制の充実を図り、成年後見制度の利用も考慮しながら適切な支援を行います。	
	事業	・日常生活自立支援事業	

(3) 相互理解の促進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが「障害」と「障害のある人」についての理解と認識を深めることが重要です。
- 障害の有無に関わらず、いっしょに活動したり同じ時間を過ごすことが当たり前となるよう、学校や地域など日常的な暮らしの場でともに過ごす機会を増やしていくことが大切です。
- 障害者関連の施設について、限られた人が利用する場としてではなく、広く地域に開かれた交流拠点として位置づけていくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、「共生社会（障害の有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う社会のこと）」という言葉については、市民のうち 36%が「聞いたことがあり、賛同できる」、47%が「聞いたことはないが、賛同できる」と回答しています。言葉の周知状況は十分とは言えませんが、考え方としては8割以上の方が賛同できるとしています。今後、施設や病院から地域生活への移行を進めていく上で、地域住民の理解と認識が必要であり、引き続き障害や障害のある人に対する正しい知識の普及に努めていく必要があります。

施策番号	施策内容		担当
1-3-1	施策名	地域における社会教育活動の充実	生涯学習課
	内容	地域課題や生活課題を踏まえ、より住みやすい地域とするため、地域の障害のある人も含めた様々な人が参加できるよう、自治会との連携を強めながら社会教育活動の充実に努めます。	

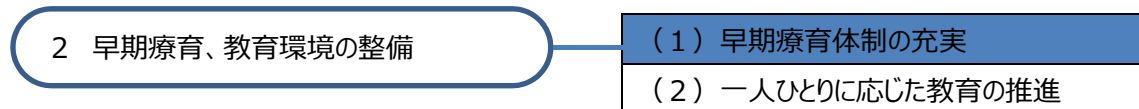
施策番号	施策内容		担当
1-3-2	施策名	学校における福祉教育の推進	学校教育課
	内容	小中学校では総合的な学習の時間や特別活動を活用して、福祉体験・施設訪問などの交流に取り組んでおり、今後もこうした取り組みにより障害のある人や高齢者への理解促進を図ります。また、体験が単発的な活動にとどまらないよう、発達段階に応じた指導計画を作成し計画的に福祉教育を推進します。	
	事業	・総合的な学習の時間や特別活動における福祉体験及び高齢者福祉施設訪問、地域の高齢者との交流会	
1-3-3	施策名	地域における児童生徒への啓発の充実	社会福祉課 (市社協)
	内容	市社会福祉協議会では、学校・保護者等が主催する福祉ボランティア学習実施への協力を行うとともに、児童生徒向け福祉講座や福祉体験等を実施しており、市は福祉に関する学習の機会が充実するよう支援します。	
	事業	・小・中・高校生に対する福祉体験講座や地域住民への地域福祉に関する出前講座等への支援 ・福祉・ボランティア学習への企画協力、職員派遣、職場体験学習の受け入れ、福祉教育教材（車イス、アイマスク、高齢者疑似体験装具等）の貸し出しなどの実施 ・各地区のふれあい広場の開催事業費の支援や福祉コーナー活動への支援	
1-3-4	施策名	交流及び共同学習の推進	総合教育プラザ
	内容	障害のある子どもが障害のない子どもと交流し、相互に理解を深めるための交流及び共同学習を推進します。引き続き特別支援学校と近隣の小学校や、居住地校交流（特別支援学校の生徒が地元の学校で児童生徒と交流）など、地域や学校、子どもたちの実態に応じて工夫し進めていきます。	
	事業	・交流及び共同学習	

施策 番号	施策内容		担当
1-3-5	施策名	福祉施設と地域との交流の充実	社会福祉課 (市社協)
	内容	各障害者福祉施設と地域の交流が充実するよう、福祉施設の地域化に向けて、引き続き努力していきます。施設行事への地域住民の参加のほか、地域で生活をともに営む同士として日常的な交流が緊密になるよう支援していきます。地域住民との交流機会のさらなる促進と内容の充実とともに、サポート役となるボランティアの充実を図ります。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふれあい交流事業 ・地域住民向けの各種講演会 	

第2項 早期療育、教育環境の整備

(1) 早期療育体制の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが大切です。健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、障害の種類や程度に応じ、適切な療育を実施していくことが重要です。
- 保護者に寄り添った支援を進めていくため、今後も、乳幼児の発達相談や保護者に対する助言等の早期療育相談体制の充実が必要です。

施策番号	施策内容		担当
2-1-1	施策名	障害乳幼児等対策体制の推進強化	子育て支援課 障害福祉課
	内容	保育所での様子や検診結果等により、精神発達遅滞や情緒障害が疑われる児童については子ども発達支援センター等で相談対応したうえ、必要に応じ専門機関を紹介し、早期発見や療育につなげています。就学前から就学、進級等の移行期に支援が途切れないよう、引き続き各関係機関の連携強化を図っていきます。	

施策番号	施策内容		担当
2-1-2	施策名	子育て支援事業の実施	子育て支援課
内容	<p>心身の発達状況や出生・育児状況から精神・運動面において発達の遅れ等が懸念されるある乳幼児を早期に把握し、必要な指導を行うことによりその健全な発達を促進できるよう支援します。乳幼児の健全な育成が図れるよう事業を推進していきます。また、適切な相談対応と切れ目のない支援の実施に向け、体制の充実を図ります。</p>		
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あそびの教室（年齢別の6クラス） ・幼児発達相談指導（エンゼルサポート） ・障害児親の会（ダウン症児親の会） ・きりん心理相談 ・のびのびあそぼう会 		
2-1-3	施策名	幼児教育センターにおける発達相談の実施	総合教育プラザ
内容	<p>幼児教育センターにおいて、幼児の発達に関する相談を受け、必要に応じて担当職員による個別相談・個別指導を行い、就学支援を行っていきます。また、医師等による相談も行い、専門的な意見を受けながら指導・援助を進めていきます。相談件数は年々増えており、子ども発達支援センターと適切に連携及び機能分担を進めながら、取り組みの充実を図ります。</p>		
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談及び面接相談、幼児教室 ・発達相談（医師による相談） ・いきいきことば相談（言語聴覚士兼臨床発達心理士による相談） 		

施策 番号	施策内容		担当
2-1-4	施策名	保育士の研修	子育て施設課
	内容	<p>障害のある子どもや障害を疑われる子どもの保育においては、一人ひとりに応じた様々な配慮が重要であり、保育士が正しい知識や適切な対応方法及び保護者支援等に関して学べるよう、保育士研修の充実を図ります。今後も「たんぽぽ学園」において体験研修を行うとともに、保育士全体の質の向上を目指した研修会・講演会を実施します。</p>	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の派遣研修 ・保育士研修 	

(2) 一人ひとりに応じた教育の推進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害があつたとしても、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の程度等に応じてきめ細かな教育を行っていくことが大切です。
- 教育課程と教育内容・教育方法を工夫するとともに、職員の専門性や指導力向上の研修、保護者に対する相談支援の充実も必要です。

施策番号	施策内容		担当
2-2-1	施策名	幼児教育センターの専門家によるサポート	総合教育プラザ
	内容	<p>幼児教育に関わる教員や保育士が、発達が気になる幼児に対する理解や適切な保護者支援を進められるよう、様々な研修会を開催しています。今後も教員や保育士の資質向上に向け、引き続き幼児教育センターによる研修を行います。</p> <p>また、障害のある子どもや障害を疑われる子どもへの指導・支援のあり方など、教員や保育士の相談に応じるために、幼児教育センターの保育カウンセラー・幼小連携アドバイザーが直接幼稚園・保育所・認定こども園に出向く、出前研修・出前相談を実施しています。相談件数が増えており、今後は継続的な訪問などの対応について検討します。</p>	
	事業	・こども教育研修会及び幼保小研修会、出前研修・出前相談	

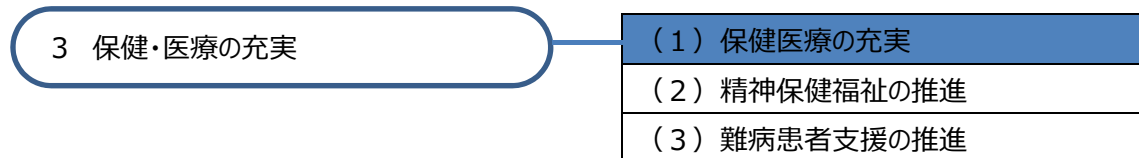
施策番号	施策内容		担当
2-2-2	施策名	保育所における障害児の受け入れ	子育て施設課
	内容	保護者の仕事や病気等の理由で家庭での保育ができない障害児については、障害児保育入所検討委員会での審査により集団保育が可能と判断された場合には（主治医が「集団保育可能」と判断している場合は審査を省略）、一般児童と一緒に保育を実施しています。今後も引き続き受け入れを進めていきます。	
	事業	・保育所における障害児の受け入れの実施	
2-2-3	施策名	保育所における体験保育の実施	子育て施設課
	内容	療育施設及び特別支援学校幼稚部等の障害のある児童で、医師により障害等の診断を受けた児童で、一般児童との集団保育が必要と認められる場合に、新年度の保育所生活への円滑な移行に向けて、体験保育を行います。 実施に当たっては、保育所及び保護者とともに十分に相談を重ねたうえで、必要に応じて実施を決定します。	
	事業	・保育所における体験保育	
2-2-4	施策名	前橋市教育支援委員会	総合教育プラザ
	内容	特別支援学校や特別支援学級等への入学や入級等にあたって、障害別に部会を開催し、医師、教職員、学識経験者、児童福祉関係職員の協議による総合的な判断をもとに保護者の意見を尊重し、就学先の決定を進めます。	
	事業	・前橋市教育支援委員会	
2-2-5	施策名	特別支援教育の充実	総合教育プラザ
	内容	特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒とともに、通常の学級に在籍している集団活動や学習が困難な児童生徒に対し、きめ細かな支援と教育の充実にむけ、巡回相談を充実させるとともに、研修会の開催や指導助言を行います。	
	事業	・特別支援教育の研修会 ・巡回相談	

施策番号	施策内容		担当
2-2-6	施策名	特別支援教育の支援体制の整備	学校教育課
	内容	各学校における障害のある児童生徒の状況や指導体制の把握に努め、臨時職員の配置や環境整備を総合教育プラザや教育施設課と連携しながら進めます。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育関係の臨時職員（通常の学級）の配置 ・特別支援学級介助員の配置 ・通級指導教室や身体的障害のある児童生徒が通う拠点校の整備 	
2-2-7	施策名	放課後児童クラブの障害児受け入れ支援	子育て施設課
	内容	昼間、家庭に保護者のいない子どもを放課後に預かる放課後児童クラブで、障害のある子どもの受け入れを支援します。	
	事業	・放課後児童クラブ	

第3項 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 乳幼児期の健診等を契機に、早期発見・早期治療及び療育によって障害を軽減し、その持つ可能性をできる限り伸ばしていく関わりが大切です。また、保護者の育児不安を軽減していくサポートも重要です。
- 壮年期以降は、脳卒中や心臓病などの疾病による障害の発生も多く、一義的には市民一人ひとりの健康づくりによる生活習慣病予防が大切です。疾病になるリスクのチェックや健康な生活に向けた行動変容を促すため、健康診査や保健指導の確実な実施が重要です。介護予防の取り組みも欠かせません。
- 社会生活環境の変化によるストレスから、こころの健康を損なう人が増えています。精神疾患は生活習慣病と同じく誰でもかかりうる病気であることを認識し、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めていくことが大切です。
- 障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、重症化防止のための必要な医療を適切に受けられる環境を整えることが大切です。

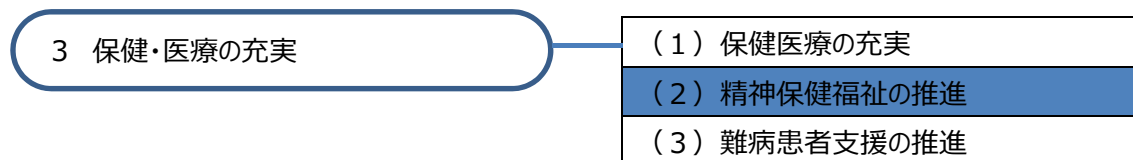
施策番号	施策内容		担当
3-1-1	施策名	乳幼児期の成長に応じた健康診査の実施	子育て支援課
	内容	乳幼児期の成長に応じた各種健康診査の実施と、さらなる受診率の向上を図ります。障害のある子どもや障害の疑いのある子どもについて、その発達的な特性についての保護者や支援者の理解を促し、子どもの健全な成長と保護者の育児不安の軽減を目指すとともに、就学支援のスムーズな移行を支援します。	
	事業	・個別健康診査及び集団健康診査	
3-1-2	施策名	特定健康診査の実施	国民健康保険課
	内容	生活習慣病の予防と早期発見のため、40歳以上の国保被保険者を対象とした特定健康診査を行うとともに、さらなる受診率の向上を図ります。	
	事業	・特定健康診査	
3-1-3	施策名	特定保健指導の実施	国民健康保険課
	内容	特定健康診査の結果、メタボリック症候群の該当者と予備群の人に対しては、特定保健指導として栄養や運動等に関する指導を実施します。健康管理に関する正しい知識の普及を図ることを通じて、壮年期からの健康についての意識高揚と行動変容を支援します。	
	事業	・特定保健指導	
3-1-4	施策名	健康相談の実施	健康増進課
	内容	市民が健やかな生活を営むことができるよう、様々な健康に関する相談に対応しています。今後も窓口相談や電話相談を実施するとともに、大規模商業施設等における出張型健康体験会を実施し、生活習慣の改善のきっかけとなるよう、健康意識の高揚を図ります。	
	事業	・心身の健康に関する個別相談	

施策番号	施策内容		担当
3-1-5	施策名	健康教育の実施	健康増進課
	内容	市民一人ひとりが、健康づくりの必要性を自覚し、健康の保持増進に努められるよう生活習慣病予防のための健康教育を行い、健康情報を提供します。今後も市民のニーズを捉えながら、個別健康教育と集団健康教育により、正しい知識の普及・啓発に努めます。	
	事業	・各種健康教育	
3-1-6	施策名	機能訓練	介護高齢課
	内容	40～64歳で心身の機能が低下し、医療終了後も機能訓練が必要な方に日常生活動作訓練を行っています。健康増進事業として実施していますが、医療終了後は介護保険制度の通所リハビリ等を利用する人が多いため、今後は介護保険制度のサービスとともに効率的な実施について検討します。	
	事業		
3-1-7	施策名	介護予防事業	介護高齢課
	内容	障害の有無に関わらず、65歳以上で介護予防の必要性の高い人をスクリーニングし、介護予防プログラムを提供します。「からだと脳の若返り講座」を基本にして、筋力トレーニングや食事、口腔ケア、認知症予防など目的別の講座も実施しており、引き続き充実を図ります。 (通所型) 運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等を目的に行います。 (訪問型) 通所が困難な場合等に実施します。	
	事業		
3-1-8	施策名	リハビリテーションの充実	介護高齢課 障害福祉課
	内容	障害者の地域生活を支える基盤づくりのひとつとしてリハビリテーションは不可欠であり、医療・福祉のリハビリテーションにとどまらず、生活の場に密着した様々な形のリハビリテーションの充実を図ります。	
	事業	・集団指導及び個別相談・指導 ・自宅でのリハビリ指導や住宅改修などの相談支援	

施策番号	施策内容		担当
3-1-9	施策名	自立支援医療の推進	障害福祉課
	内容	治療や障害の軽減のための医療について、医療費を支給します。適正な医療受診を促進し、自立した社会生活が営めるよう支援します。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援（更生医療）の支給 ・自立支援医療費（育成医療）の支給 ・自立支援医療費（精神通院医療）の支給 	
3-1-10	施策名	重度心身障害者（児）医療費の助成、高齢重度障害者医療費の助成	国民健康保険課
	内容	重度心身障害者（児）及び高齢重度障害者の疾病に対して受診を容易にし、健康管理を図るため、一定の条件に該当する場合に保険診療の自己負担金相当額を公費で負担することで、福祉の向上に努めます。他法他制度に基づく公費負担医療制度も受給している場合は、他制度が優先されるため、受診時の注意点をわかりやすく周知します。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者（児）医療費助成 ・高齢重度障害者医療費助成 	
3-1-11	施策名	水治療法室の機能の充実	指導監査室
	内容	総合福祉会館の水治療法室において、障害のある人、障害のある子ども及びリハビリを必要としている高齢者などの健康増進・維持の取り組みを実施しています。今後も、利用しやすい運営に努めます。	
	事業	・水治療法室	
3-1-12	施策名	医療的ケアの充実	障害福祉課
	内容	医療的ケアを必要とする障害児（者）に対し、看護師が配置されていない通所施設、作業所、保育所、学校等において主治医の指示に基づいて訪問看護師が医療的ケア（経管栄養、痰の吸引、導尿等）を行います。	
	事業	・医療的ケア支援事業	

(2) 精神保健福祉の推進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

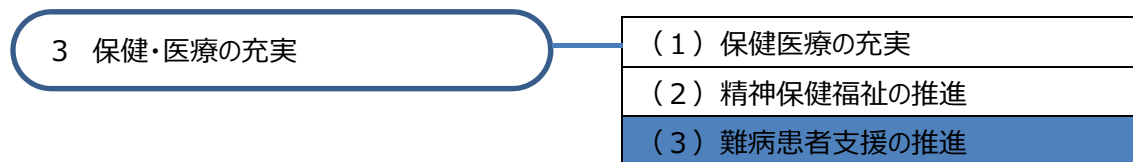
- 社会環境の変化や人間関係の希薄さ等によるストレス、トラブル等により、精神疾患患者が増加しています。精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適切に対応できる体制を確保する必要があります。

施策番号	施策内容		担当
3-2-1	施策名	精神保健知識の普及・啓発	健康増進課
	内容	市民が自身のこころの健康について関心を持つとともに、精神疾患や精神障害についての誤解や偏見を取り除き、精神保健に対する正しい理解と協力を得るため、精神保健知識の普及・啓発に努めます。また、関係職員向け研修の充実を図ります。	
	事業	・関係職員研修及びやさしい精神保健福祉教室、出前講座	
3-2-2	施策名	精神保健福祉施策の推進	健康増進課
	内容	精神障害者の地域移行や社会参加を促進するため、今後も関係機関において情報交換や課題の共有を進めます。群馬県こころの健康センターとの連携も強化し、精神保健福祉施策の推進を図ります。	
	事業	・精神保健福祉ネットワーク会議	

施策 番号	施策内容		担当
3-2-3	施策名	精神保健相談支援事業の推進	健康増進課
	内容	精神に障害のある人や関係者からの相談、支援職員の相談に対応するため、精神科医による相談の機会を確保しており、引き続きその着実な実施を図ります。また、保健師や精神保健福祉士による来所相談及び電話相談についても、ひきこもりや高次脳機能障害、発達障害等に関する相談を含めその充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医による定期相談及び保健師・精神保健福祉士による相談の実施 ・ひきこもりの若者の家族の教室（講演会含む） 	

(3) 難病患者支援の推進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

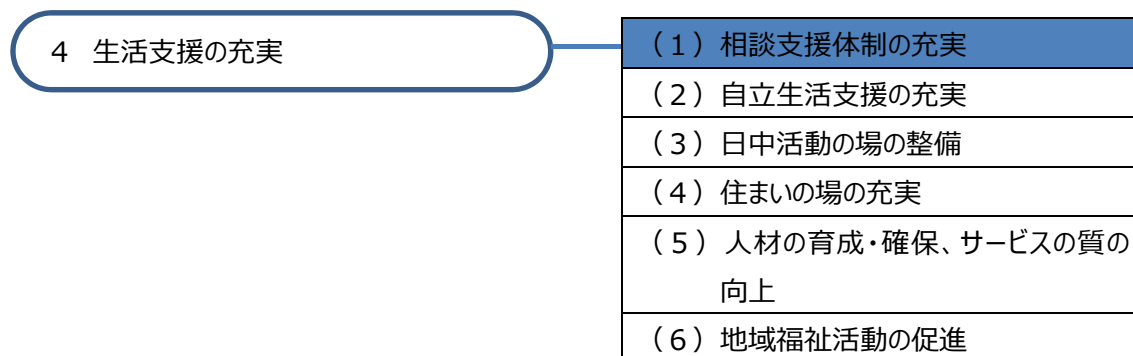
- 難病患者等の療養上及び日常生活上での不安の解消を図る地域のネットワークを活用し、きめ細やかな相談や支援を行うことにより、難病患者の社会参加を促進し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが重要です。

施策番号	施策内容		担当
3-3-1	施策名	難病知識の普及・啓発	健康増進課
	内容	難病に対する正しい理解と協力を得るため、難病知識の普及・啓発に努めます。また、関係職員向け研修の充実を図ります	
	事業	・難病療養支援実務者研修	
3-3-2	施策名	難病施策の推進	健康増進課
	内容	難病療養者が医療を受けながら安心して地域で生活していけるように、今後も関係機関において情報交換や課題の共有を進めます。群馬県難病主管課との連携も強化し、難病施策の推進を図ります。	
	事業	・難病療養支援ネットワーク会議	
3-3-3	施策名	難病療養相談支援事業の推進	健康増進課
	内容	難病患者やその家族、関係者からの相談に対応するため療養相談会を開催し、医師や専門職等の相談の機会を確保しており、引き続きその着実な実施を図ります。また保健師による来所相談及び電話相談についても、その充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。	
	事業	・保健師による相談の実施（窓口、電話、訪問等） ・療養相談会	

第4項 生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

<施策体系の中の位置付け>



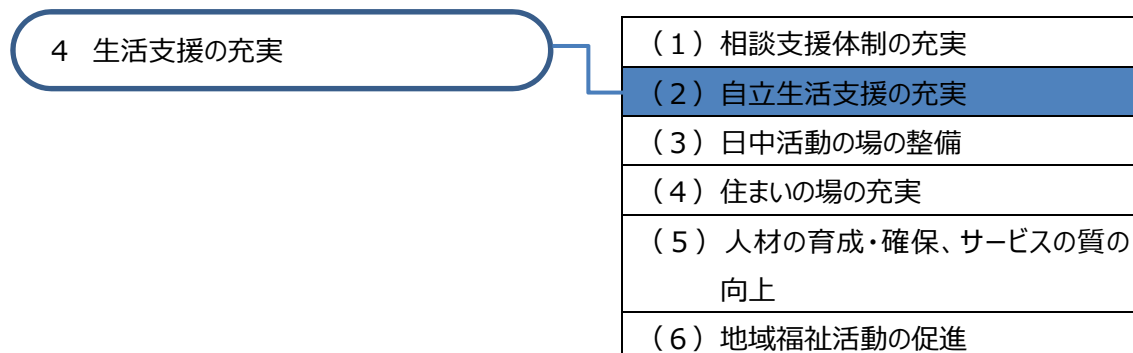
<基本的な考え方>

- 障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談対応や情報提供は、障害のある人の地域生活を支援する上でとても大切です。今後も、安心して、また気軽に利用できる相談体制・情報提供の充実が重要です。
- 障害のある人の日々の生活を支援するためには、一人ひとりのニーズに基づいたサービス等利用計画に沿って、様々なサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実が大切です。
- アンケート調査で福祉サービスの利用意向をたずねたところ、「相談支援」の利用意向は、身体障害で 18%（利用経験は 8%）、知的障害で 45%（利用経験は 35%）、精神障害で 35%（利用経験は 18%）、難病で 22%（利用経験は 8%）となっており、相談に対する大きな期待がうかがえます。

施策番号	施策内容		担当
4-1-1	施策名	障害者相談支援事業の推進	障害福祉課
	内容	障害のある人や家族・介護者等も含め、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。市内9か所で相談支援事業を実施しており、年々、相談内容の多様化・複雑化が進んでいるため、相談支援事業者と前橋市自立支援協議会をはじめとする関係各機関との連携をさらに強化しながら適切な事業推進を図ります。	
	事業	・障害者相談支援事業	
4-1-2	施策名	障害者ケアマネジメント体制の整備	障害福祉課
	内容	平成27年4月以降、障害福祉サービスを利用する全ての障害者には、ケアマネジメント手法に基づいたサービス等利用計画を作成することが義務づけられました。本市においては、サービス等利用計画の作成率はほぼ100%を達成しています。今後も、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ケアマネジメント体制の充実に努めます。	
	事業	・計画相談支援及び障害児相談支援 ・地域移行・地域定着支援 ・自立支援協議会（個別支援会議）	
4-1-3	事業名	障害者相談員制度	障害福祉課
	内容	市から委嘱された障害者相談員は、主に障害者やその家族、支援者などの方々の経験や情報を生かし、身近なところで、障害のある方やその家族からのさまざまな相談に応じています。障害のある方の社会参加や理解促進など、福祉の推進を図ります。	

(2) 自立生活支援の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉計画に基づき、サービス事業者の協力を得ながら障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を確実に確保していくことが重要です。
- アンケート調査の結果によれば、相談支援以外のサービスの利用意向に関し、身体障害では居宅介護（20%）が最も高く、知的障害では短期入所（26%）と共同生活援助（グループホーム）（25%）が、精神障害では就労移行支援（18%）と居宅介護（ホームヘルプ）（17%）が、難病では居宅介護（ホームヘルプ）（11%）が高くなっています。また、ほとんどの福祉サービスについて、実際の利用状況に比べて利用の意向が高いことから、現在はサービスを利用していないものの今後はサービスを利用したいと思っている人（潜在層）が多いことがうかがえます。

施策番号	施策内容		担当
4-2-1	施策名	障害福祉サービスの実施	障害福祉課
	内容	障害者総合支援法の施行により、新たな支援区分の導入や相談支援の制度化、対象者に難病等を追加するなど、障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度のもとでサービスが提供されています。3年ごとに策定している「前橋市障害福祉計画」に基づき、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。	
	事業	・介護給付・訓練等給付の支給	

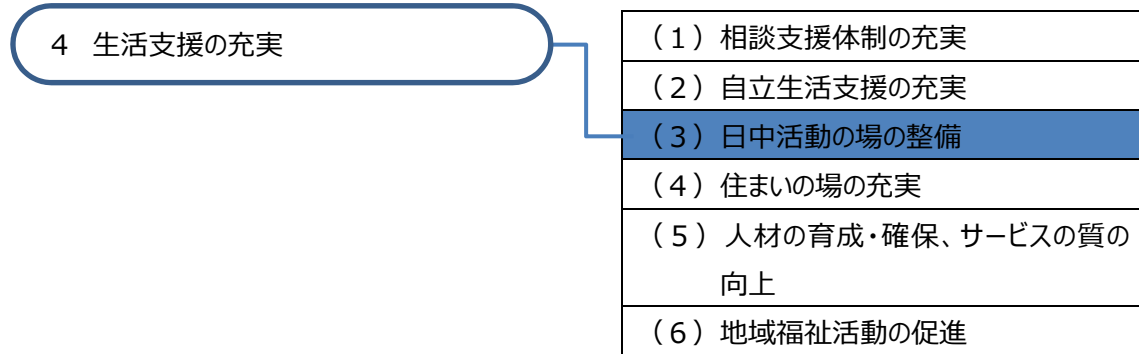
施策番号	施策内容		担当
4-2-2	施策名	地域生活支援事業の実施	障害福祉課
	内容	地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施することが好ましい事業として位置づけられています。障害のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、相談支援や必要な情報の提供、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣、日常生活用具の給付・貸与、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施していきます。「前橋市障害福祉計画」により、必要なサービス量の確保とサービス提供を図ります。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業 他 	
4-2-3	施策名	高次脳機能障害者支援の推進	健康増進課
	内容	高次脳機能障害はとらえにくい障害といわれ、本人の自覚がなかったり周囲の理解が得にくいことも多い障害です。高次脳機能障害者の社会復帰支援のため、国・県など関係機関と連携を図りながら、職員の相談対応スキルの向上など、支援体制の整備を推進します。	

施策番号	施策内容		担当
4-2-4	施策名	発達障害者支援の推進	障害福祉課 子育て支援課 (こども発達支援センター) 健康増進課
	内容	広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）などの発達障害には、周囲の理解不足や誤解の発生、早期発見と専門的支援の必要性など独特の課題があります。発達障害は障害者総合支援法によってサービスの給付対象となり、狭間のないサービス提供が行われることになりました。児童・保護者に対する相談等の個別支援のほか、児童が在籍する学校・幼稚園・保育所の職員に対する助言などを実施しており、今後も、庁内関係課の効果的な役割分担や群馬県発達障害者支援センター等との連携により、適切な支援を行います。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達支援センター ・のびのび発達相談 ・コンサルテーション ・個別サポート会議 	
4-2-5	施策名	補装具費の支給	障害福祉課
	内容	補装具等の福祉用具の給付については、利用者の生活の質の向上が図られるよう、障害の内容や程度に応じて、補聴器や義肢、車いす等の購入又は修理のための補装具費を支給します。	
	事業	・補装具費の支給	
4-2-6	施策名	難聴児補聴器購入費の補助	障害福祉課
	内容	身体障害者手帳の交付対象とならないために、補装具費の支給対象外である軽・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、当該児童の言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。	
	事業	・難聴児補聴器購入費補助金	

施策 番号	施策内容		担当
4-2-7	施策名	福祉手当等の支給	障害福祉課
	内容	障害者（児）本人又は障害児を養育している保護者等に対し、障害の程度や条件に応じて、手当を支給します。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・在宅重度障害児手当 	

(3) 日中活動の場の整備

<施策体系の中の位置付け>



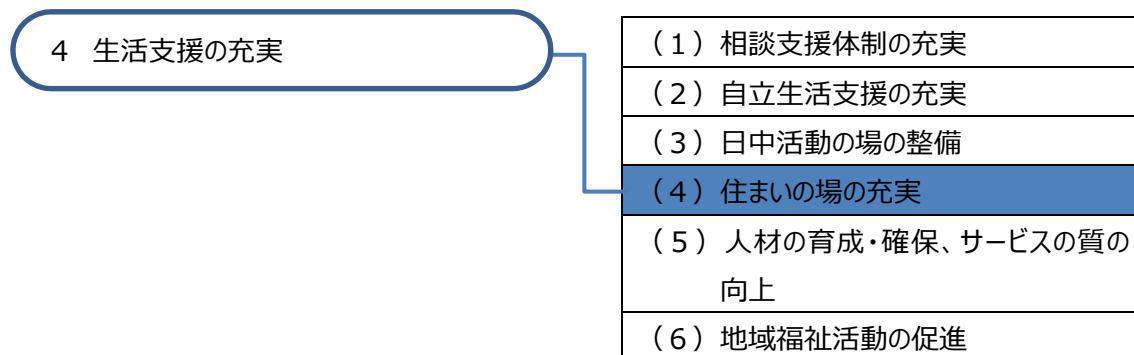
<基本的な考え方>

- 日中活動の場は、まわりの人との交流を通じた社会との関係を保つ場としても大切です。社会と関わり、充実した生活を送るためには、一人ひとりの心身の状況に応じた日中活動の場を確保することが必要です。

施策番号	施策内容		担当
4-3-1	施策名	特別支援学校・特別支援学級の合同校外活動の充実	総合教育プラザ
	内容	特別支援学級に通う中学生の合同宿泊学習や、特別支援学級特別支援学校合同運動会及び児童生徒作品展の実施により、児童生徒の交流及び体験活動を通して、自立心や協調性、主体性、社会性などを育成します。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校特別支援学級宿泊学習 ・特別支援学級特別支援学校合同運動会 ・特別支援学級特別支援学校児童生徒作品展 	

(4) 住まいの場の充実

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

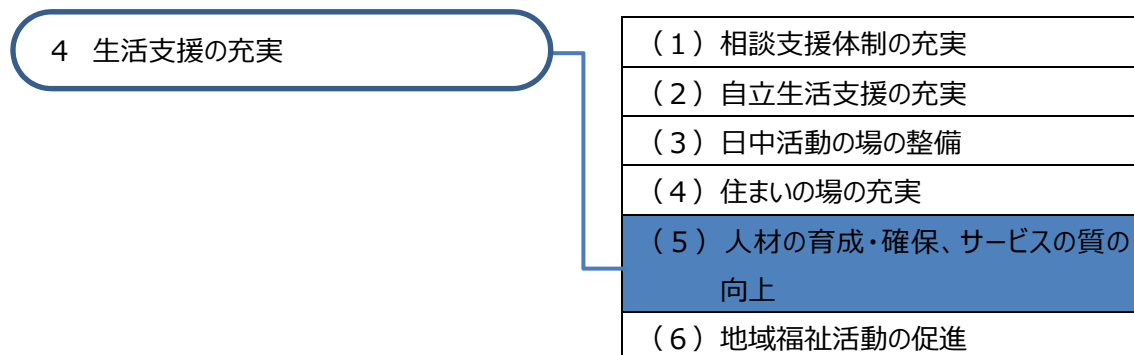
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、設備等に配慮された市営住宅の整備・供給や、現在住んでいる自宅のリフォームの支援などを進めることが大切です。
- 施設入所・入院から地域生活への移行を図るため、障害のある人が日常生活上の援助等を受けながら共同生活をするグループホームの整備を促進することが必要です。アンケート調査の結果によると、共同生活援助（グループホーム）の今後の利用意向は、身体障害で4%（利用経験は1%）、知的障害で25%（利用経験は8%）、精神障害で15%（利用経験は11%）、難病で2%（利用経験は1名のみ）と、知的障害および精神障害で高い利用意向が示されています。

施策番号	施策内容		担当
4-4-1	施策名	市営住宅整備事業	建築住宅課
	内容	市営住宅においてはエレベーターの設置等を計画的に進めており、今後も市営住宅整備事業を実施する際は、バリアフリー対応を継続するとともに、障害者が安心して暮らせる住まいを実現します。	
	事業	・市営住宅整備事業	
4-4-2	施策名	住宅改造費の補助	障害福祉課
	内容	身体の上肢、下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者に適するよう住宅設備を改造するための経費の一部を補助することにより、障害者の在宅生活環境の改善を促進します。	
	事業	・重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業	

施策番号	施策内容		担当
4-4-3	施策名	リフォームヘルパー制度の利用促進	介護高齢課
	内容	建築、医療、福祉、保健の各分野の専門家の連携によるリフォームヘルパー制度の利用を促進し、住宅の改造に対し適切な指導ができるように努めます。	
	事業	・リフォームヘルパー制度	
4-4-4	施策名	グループホーム、福祉ホームの整備	障害福祉課
	内容	施設入所者の地域移行の促進により、グループホームの利用者は増加傾向にあります。国の補助事業を活用して事業所における建設費を補助するなど、引き続き計画的な整備を進めます。	
	事業	・グループホーム ・福祉ホーム	
4-4-5	施策名	市営住宅の空室を活用したグループホームの運営	障害福祉課 (建築住宅課)
	内容	障害者の地域生活への移行を促進させるためには、市営住宅のグループホームとしての活用は、有効な方策であるため、住宅部局との連携により、グループホームの整備促進を図ります。	

(5) 人材の育成・確保、サービスの質の向上

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

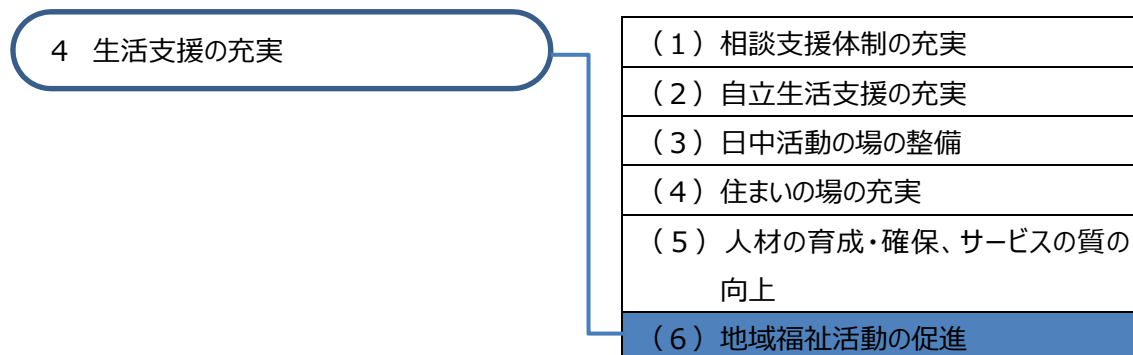
- 多様化する福祉ニーズに対応するため、今後も専門知識・技術を有する福祉マンパワーの育成と確保を図ることが重要です。
- アンケート調査結果によれば、障害福祉サービス事業所において、サービスの質の向上のため定期的実施している取り組みとして、「サービスの質の自己評価」が45%、「利用者からの評価」が28%、「第三者評価」が4%となっています。
- また、身体障害者調査の結果によると、コミュニケーションや情報取得の際に困ることとして、視覚障害では「音声情報が少ない」(40%)、「案内表示がわかりにくい」(31%)などが高く、聴覚障害では「文字情報が少ない」(27%)が高くなっています。ガイドヘルプや手話通訳など専門的な技術を有する人材についても、さらに養成・確保を進めていくことが重要です。

施策番号	施策内容		担当
4-5-1	施策名	手話通訳者の養成・確保	障害福祉課
	内容	群馬県と共同により手話通訳者の養成講座を毎年実施し、認定試験を経て市の手話通訳者としての登録を行っています。今後も養成講座を実施して手話通訳者の確保に努めるとともに、研修によって資質の向上を図ります。	
	事業	・手話通訳者養成事業	

施策番号	施策内容		担当
4-5-2	施策名	要約筆記者の養成・確保	障害福祉課
	内容	群馬県と共同により要約筆記者の養成講座を毎年実施し、認定試験を経て市の要約筆記者としての登録を行っています。今後も養成講座を実施して要約筆記者の確保に努めるとともに、研修によって資質の向上を図ります。	
	事業	・要約筆記者養成事業	
4-5-3	施策名	盲ろう者向け通訳・介助員の養成・確保	障害福祉課
	内容	群馬県と共同により盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座を毎年実施し、盲ろう者向け通訳・介助員としての登録を行っています。今後も養成講座を実施して盲ろう者向け通訳・介助員の確保に努めるとともに、研修によって資質の向上を図ります。	
	事業	・盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	
4-5-4	施策名	福祉サービスの質の確保（指定事業所）	障害福祉課 指導監査室
	内容	障害のある人が地域で自立した生活を支援するため、多様なニーズに対応した事業を実施する指定障害福祉サービス事業所等の充実を図ります。また、障害者が自分に合ったサービスを適切に受けられるよう、利用者等からの苦情や相談を適切に解決するための対応を行うとともに、指定障害福祉サービス事業所等が適正なサービスの提供を行うよう指導・勧告に努めていきます。	
	事業	・指定障害福祉サービス事業等の指定基準	
4-5-5	施策名	障害福祉サービス事業所等の施設整備	障害福祉課
	内容	障害福祉サービスを提供する施設については、創設（新たな施設の建設）だけでなく、施設の老朽化、利用者の高齢化、生活環境の改善等に配慮した施設改修への対応が求められています。国の補助事業を活用し、引き続き計画的な整備を進めます。	
	事業	・社会福祉施設等施設整備費補助金	

(6) 地域福祉活動の促進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人の地域での生活を支えていくためには、スキルを持つ専門職に加え、多彩なボランティアのサポートも重要です。近年、高齢化の進展、家族形態・扶養意識の変化、自由時間の増大、生活の質の豊かさの重視等を背景として、ボランティア活動等への関心が高まってきています。今後も、ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、市民がボランティア活動に参加しやすい環境整備を進めていく必要があります。
- 社会福祉協議会や各種団体との連携を強化し、様々な機会を通じてすべての人がともに支え合い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障害者福祉を推進していくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、ボランティア活動に関心がある市民は6割を超えており、また、何らかの活動の経験のある人も8割以上となっています。が、必ずしも実際の活動には結びついていない状況がうかがえます。ボランティア活動をしたことがない人の理由としては、約3割が「活動したい気持ちはあるが、きっかけがない」ことをあげており、活動のきっかけづくりを進めていくことが必要です。

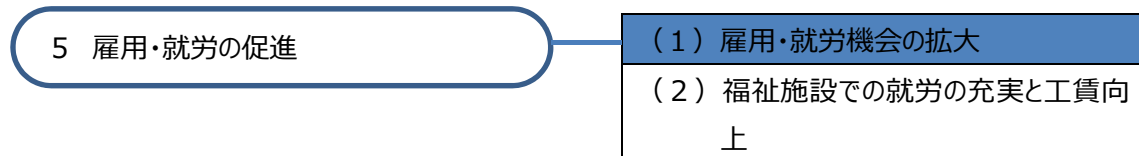
施策番号	施策内容		担当
4-6-1	施策名	専門的な福祉ボランティアの養成	障害福祉課
	内容	養成講座の実施により点訳や手話などの専門的なボランティアを養成しており、今後も研修内容等を工夫しながら受講者数及び修了者数の増加に努めます。	
	事業	・手話奉仕員養成講座事業 ・点訳奉仕員養成講座事業	
4-6-2	施策名	NPO、ボランティアグループへの支援	生活課 社会福祉課 (市社協) 生涯学習課
	内容	生涯学習課や市社会福祉協議会において、各種ボランティア育成講座を開催しています。また、市民活動支援センター（通称：Mサポ）は、前橋市民や前橋を拠点とする市民公益活動に対し、活動拠点の提供をはじめ、市民活動に関する情報発信やセミナー開催、相談業務、団体同士の交流の橋渡しなどを行っています。今後も市民のボランティア活動への理解が深まるよう努め、新規ボランティアを養成するとともに、地域で活動しているNPOやボランティアグループを支援し、ボランティアの資質向上と活動範囲の拡大を図ります。	
	事業	・市民活動支援センター（Mサポ） ・市民活動表彰 ・ボランティア育成講座 ・子育て支援ボランティア講座	
4-6-3	施策名	福祉情報提供システムの充実	社会福祉課 (市社協)
	内容	市社会福祉協議会のホームページにおいて「ボランティア応援サイト」を開設し、各種ボランティアの募集情報、助成金情報、イベント、講演・講座などに関し情報提供しています。誰もがボランティア活動についての確に情報を得ることができるよう、今後も情報提供の充実を図ります。	
	事業	・市社協ボランティアセンター	

施策番号	施策内容		担当
4-6-4	施策名	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉課
	内容	地域福祉活動の推進に中核的な役割を担う市社会福祉協議会とともに、住民参加型在宅サービスの充実や要配慮者への見守りを推進するなど、庁内各課・関係機関の連携のもと、NPO法人やボランティアなどの多様な担い手の支援を行っています。	
	事業	・まえばし福祉のまちづくり計画（前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画）の共同作成	
4-6-5	施策名	前橋市総合福祉会館機能の充実	指導監査室
	内容	前橋市総合福祉会館は、障害福祉、高齢者福祉、児童福祉、地域福祉等の機能を1か所に集約した「福祉の拠点」を目的とした施設で、各種障害者団体等の幅広い層から利用されています。今後も、利用者からの意見や提案等を聞きながら、さらに会館機能の充実を図っていきます。	
	事業	・総合福祉会館管理運営	
4-6-6	施策名	障害者団体への支援	障害福祉課
	内容	障害者福祉の推進を目的に活動する市内の障害者団体に助成し、団体の運営及び活動の活性化を支援していきます。	
	事業	・各種障害者団体へ運営補助金の交付 ・大会等補助金の交付	

第5項 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労機会の拡大

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実現のためには、職業を通じての社会参加が基本となるものであり、障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるように支援することが必要です。一般就労を希望する人にはできる限りその意向が実現できるよう、就労面や生活面の総合的な支援を進める一方、企業・事業者には雇用を促すための取組をさらに推進する必要があります。
- アンケート調査の結果によれば、障害者の雇用経験のある企業では、雇用してよかったこととして、「会社が社会的な責任を果たせた」が52%であるほか、「障害者の勤務態度は健常者と変わらないことがわかった」が47%、「従業員の障害への理解が深まった」が44%などとなっており、障害および障害のある人への理解の促進にもつながっています。

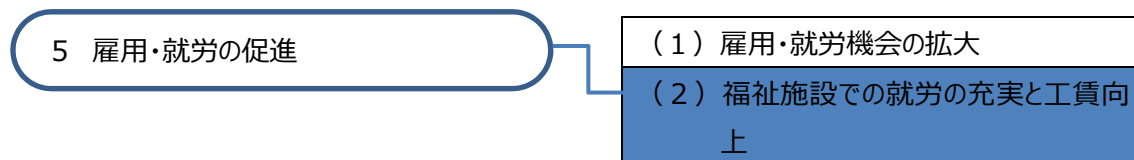
施策番号	施策内容		担当
5-1-1	施策名	就労移行支援	障害福祉課
	内容	障害のある人が障害のない人とともに働ける社会を目指して様々な支援機関が連携し、就労移行支援の利用とあわせて、障害のある人の雇用が促進されるよう努めます。自立支援協議会においては障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター、ハローワーク、学校等と連携して情報及び課題の共有を図っています。	
	事業	・就労移行支援	

施策番号	施策内容		担当
5-1-2	施策名	事業主に対する広報活動の強化	産業政策課
	内容	事業主に対して、国・県等が実施する障害者雇用促進に関する諸施策の周知を図るため、広報活動を強化します。	
	事業	・市内中小企業主への企業訪問 ・特例子会社への補助金交付 ・障害者・ひとり親雇用奨励金交付	
5-1-3	施策名	産業振興・社会貢献優良企業表彰	産業政策課
	内容	障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業所を、産業振興・社会貢献優良企業表彰の選考対象とし、障害者雇用への認識をさらに高めるよう努めます。	
	事業	・産業振興・社会貢献技術者表彰	
5-1-4	施策名	企業・事業者等の雇用促進強化	障害福祉課
	内容	障害のある人の雇用促進には、雇用する企業・事業者等の理解が必要であり、福祉的な就労の機会拡大、雇用促進を目指して、障害者職業センターをはじめとした関係機関と連携して取り組んでいきます。自立支援協議会においても、就労支援部会で関係機関との情報共有や協議を重ねており、企業向けセミナー等を通じ、障害のある人の雇用について、企業の関心や理解をさらに深めるための啓発事業を進めています。今後も企業・事業所の関心向上策など、障害のある人の雇用促進に向けた取り組みを推進します。	
	事業	・自立支援協議会（就労支援部会）	
5-1-5	施策名	知的障害者職親事業	障害福祉課
	内容	知的障害者が、生活指導及び技能習得訓練等を受けることにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めるよう努めます。	

施策 番号	施策内容		担当
5-1-6	施策名	農と福祉の連携による農作業支援	障害福祉課 農林課
	内容	農業従事者の高齢化や農繁期に農作業が集中すること等による労働力不足を解消するため、施設の利用者を農作業に派遣する仕組みである「共同受注農作業」の構築を検討し、農業を活用した障害者の雇用機会の拡大を図ります。	

(2) 福祉施設での就労の充実と工賃向上

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人が働くことによって社会的に自立し、生きがいをもって人生をおくることは、障害のある人の社会参加を実現する上でとても大切なことですが、障害の種類や程度によっては、一般企業等で働くことが難しい人もいます。一般就労が困難な人には福祉作業所等での訓練・作業という方策もあり、そうした場が確実に維持されていこう、事業所の安定的な運営を支援することが重要です。

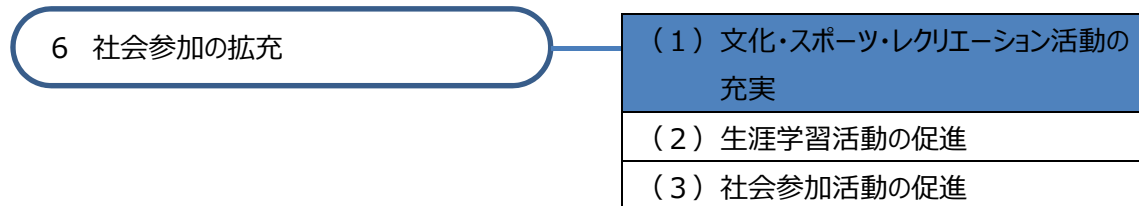
施策番号	施策内容		担当
5-2-1	施策名	就労継続支援	障害福祉課
	内容	就労継続支援は、一般企業等で働くことが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。自立支援協議会においては障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター、ハローワーク、学校等と連携して情報及び課題の共有を図っています。今後も各事業所で利用者ニーズに基づく適切な訓練が実施され、また作業工賃増加や可能な人には一般就労に向けた訓練が行われるよう、支援します。	
	事業名	・就労継続支援	

施策 番号	施策内容		担当
5-2-2	施策名	障害者就労施設等への積極的な発注	障害福祉課
	内容	障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等への積極的な発注を通じて、障害のある人の就労の機会が確保されるよう努めます。市からの物品及び役務業務の発注量は年々増加しており、共同受注窓口である「みんなの店」を活用し、障害者就労施設等の受け入れ態勢にも配慮しながら、引き続き積極的な発注に取り組みます。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達の推進 ・福祉施設自主製品展示販売コーナー「みんなの店」運営補助金 	
5-2-3	施策名	地域活動支援センターⅢ型の実施	障害福祉課
	内容	地域活動支援センターⅢ型が行う福祉的就労では、工賃向上を含め効果的・効率的な作業・職種、販路の拡大や新規開拓など、関係機関と連携し、能率の上がる作業内容を目指します。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業 ・福祉作業所運営事業 	

第6項 社会参加の充実

(1) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

<施策体系の中の位置付け>



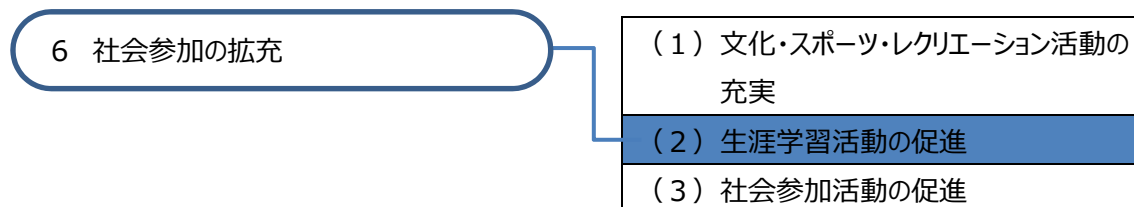
<基本的な考え方>

- 今後も引き続き、生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動などを、障害のある人もない人もともに楽しむことができる機会を確保していくことが大切です。
- アンケート調査結果によれば、障害のある人の多くが、旅行、趣味などのサークル活動、講座や講演会などの余暇活動・レクリエーション活動に参加したいと考えています。活動に参加するために必要な条件としては、身体障害では「障害のある人に配慮した施設や設備があること」(27%)、「一緒に行く仲間がいること」「活動する場所が近くにあること」(両者とも 25%) などが高く、知的障害では「活動についての情報が提供されること」(41%)、「介助者・援助者がいること」「一緒に行く仲間がいること」(両者とも 40%) が高くなっています。また、精神障害では「一緒に行く仲間がいること」(36%)、「活動する場所が近くにあること」(34%) が、難病では「活動する場所が近くにあること」(37%)、「活動についての情報が提供されること」(32%) などが高くなっています。このように障害の種別によって期待はやや異なりますが、障害のある人の参加しやすい配慮とともに、周囲の支援環境等にも考慮していく必要があります。

施策番号	施策内容		担当
6-1-1	施策名	スポーツ・レクリエーション教室、スポーツ大会の開催	障害福祉課
	内容	障害の状況や年齢にあったスポーツ・レクリエーションの機会、また障害のある人とない人がともに活動しふれあう機会として、ふれあいスポーツ大会やウォーキング・軽スポーツ教室を実施しており、今後も内容を工夫しながらより多くの人に参加できるよう、内容の充実に努めていきます。	
	事業	・ふれあいスポーツ大会 ・ウォーキング・軽スポーツ教室	
6-1-2	施策名	障害者教養文化体育施設の運営	障害福祉課
	内容	障害者の機能の回復・向上、健康増進、コミュニケーション及び教養文化等の向上を図ることを目的として、体育施設、教養文化施設等の貸し出しを行う障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）を運営します。	
6-1-3	施策名	前橋市総合福祉会館の有効利用	指導監査室
	内容	障害者団体等の意見を取り入れて設置した文化教養室や調理室、造形創作室などの専門室は、市民の相互交流の場として広く利用されており、今後も文化教養活動をさらに活発にするために、専門室の有効活用の促進を図ります。	
	事業	・総合福祉会館管理運営	
6-1-4	施策名	スポーツ競技大会出場に伴う壮行金の贈呈	スポーツ課
	内容	オリンピック・パラリンピックなどの国際大会、全国障害者スポーツ大会、国民体育大会など、スポーツの全国大会に市民が出場する機会を捉え、活躍を期待して選手・監督に壮行金を贈呈いたします。	
	事業	・全国等スポーツ競技大会出場に伴う壮行金の贈呈	

(2) 生涯学習活動の促進

<施策体系の中の位置付け>



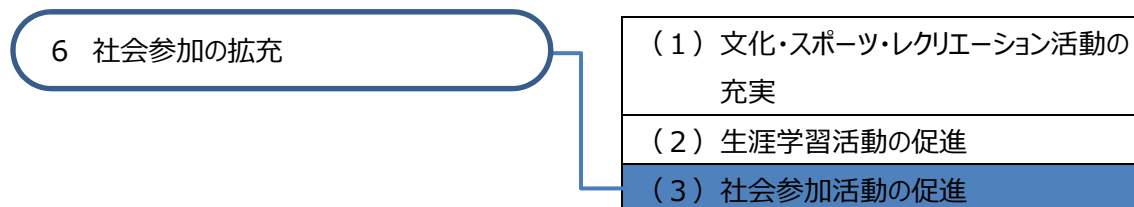
<基本的な考え方>

- 障害のある人や障害のある子どもが、生きがいづくりとして、関心を持っている様々なことについて学習や体験ができるような環境が求められています。

施策番号	施策内容		担当
6-2-1	施策名	心身障害者（児）生きがい対策の充実	障害福祉課 (市社協)
	内容	障害を持つ子どもと親が、自然と親しんだり友だちと交流できる機会を作ることにより、心身障害者（児）生きがい対策を充実させていきます。	
	事業	・在宅心身障がい児者海浜生活訓練事業 ・おもちゃの図書館	
6-2-2	施策名	公民館事業の充実	生涯学習課
	内容	公民館における各種講座、学級の充実を図り、障害者がさらに参加しやすくなるよう工夫していきます。	
6-2-3	施策名	在宅障がい者等配本サービス	図書館
	内容	図書館や分館に一人で行くことができない障害者や高齢者に対し、ボランティアが自宅まで図書資料を届けます。現在の奉仕拠点は本館と15分館の16箇所となっています。配本ボランティアが不足しているため、市民の参加を呼びかけながら今後も実施していきます。	
	事業	・在宅障がい者等配本サービス事業	

(3) 社会参加活動の促進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- アンケート調査結果によれば、希望する活動をするために必要な条件として「外出のための手段が確保されていること」をあげた人は、身体障害で20%、知的障害で33%、精神障害で24%、難病で21%となっており、交通・移動手段の整備が、障害のある人の外出・社会参加を促進する大きな要素となっていることがわかります。障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加を促進するために、利用しやすい交通・移動手段の整備をさらに進めていく必要があります。

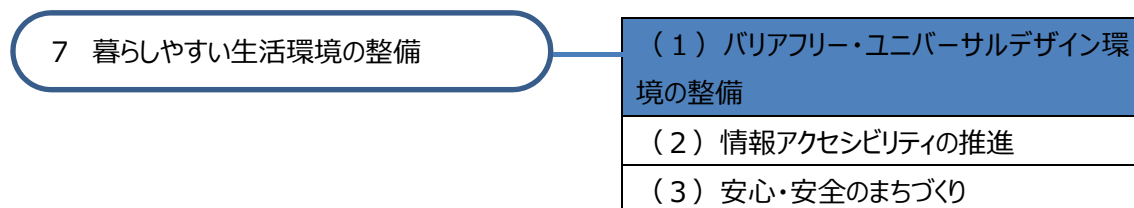
施策番号	施策内容		担当
6-3-1	施策名	移動支援事業の充実	障害福祉課
	内容	余暇活動・社会参加のための外出支援、社会生活上不可欠な外出支援として、介護給付による障害福祉サービスとともに、地域生活支援事業における移動支援事業として実施しています。移動支援事業のニーズは高く、また利用条件の緩和もあって利用が伸びており、今後も提供事業者の確保及びガイドラインに沿った適切な運営を図っていきます。	
	事業	・移動支援事業	
6-3-2	施策名	福祉有償運送の実施	障害福祉課 介護高齢課
	内容	障害のある人や介護が必要な高齢者等が通院やレジャー・文化活動等の移動支援として、福祉事業者による移送サービスを実施しています。一人では公共交通機関を利用することが困難な方への移送手段の確保は、今後もさらに重要性が高まっていくため、引き続き適切なサービスの確保に努めます。	
	事業	・福祉有償運送	

施策番号	施策内容		担当
6-3-3	施策名	福祉ハイヤー料金助成	障害福祉課
	内容	在宅重度障害者が、社会生活の必要によりハイヤーを利用した場合、その料金の一部を助成することにより、障害者の社会活動の促進を図ります。	
	事業	・心身障害者福祉ハイヤー料金助成事業	
6-3-4	施策名	移動困難者対策（マイタク）の推進	交通政策課
	内容	移動困難者対策として、障害のある人や高齢者等の円滑な移動手段を確保するため、タクシーを活用したドア・ツー・ドアによる全市域を対象としたサービス（愛称：マイタク）の推進を図ります。移動困難者の掘り起こしのためにも、各関係機関等と連携しながらマイタクの周知活動を推進していきます。	
6-3-5	施策名	リフト付バス、低床バス等の導入促進	交通政策課
	内容	障害のある人や高齢者等の円滑な移動手段確保のため、バス事業者に働きかけ、リフト付バス、低床バス等の導入の推進を図ります。国等の補助を活用しながら、計画的に車両更新を支援します。	
6-3-6	施策名	介護用車両購入費の補助	障害福祉課
	内容	身体障害者の介護を行う家族等が、当該障害者を同乗させて外出する時に使用する車いす仕様等の福祉車両を購入する場合、改造費の一部を補助することにより、障害者の社会参加を促進します。	
	事業	・介護用車両購入費補助金	
6-3-7	施策名	身体障害者歩行訓練・社会適応訓練等の実施	障害福祉課
	内容	身体障害者歩行訓練や身体障害者社会適応訓練は、訓練の中に軽スポーツやレクリエーション的な要素を取り入れるなど、誰もが参加しやすい内容として行っており、今後も継続的に実施します。	
	事業	・軽スポーツ教室（ウォーキング・グラウンドゴルフ） ・教養講座、スポーツ教室、日常生活訓練講座、その他日常生活上必要となる訓練及び指導	

第7項 暮らしやすい生活環境の整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- 障害のある人が自由に外出し、活動していくためには、様々な障壁を取り除き、移動や施設利用における利便性を高めていく必要があります。また、ユニバーサルデザインの考え方を確実に取り入れながら、まちづくりを進めていくことが重要です。
- アンケート調査の結果によれば、身体障害の人が外出の際に困っていることとして、「歩道が狭く、道路に段差が多い」、「建物などに階段が多く、利用しにくい」、「障害者用トイレが少ない」をあげた人がいずれも1割強となっています。

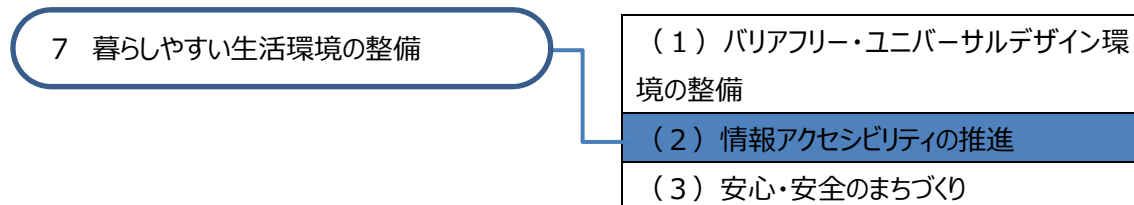
施策番号	施策内容		担当
7-1-1	施策名	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	建築住宅課
	内容	公共施設を新築・改築する場合は、施設の用途に応じバリアフリー新法に基づく設計としています。改修工事においては、施設用途と改修内容によってバリアフリー対応化を検討・実施しています。既存施設の改修に伴うバリアフリー化については、施設の状況により段差解消や多目的トイレの設置等の対応が難しい場合がありますが、今後も引き続き、施設を利用する多くの人々が安全・安心そして快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーの施設づくりを推進します。	

施策番号	施策内容		担当
7-1-2	施策名	歩道、自転車道の連続したネットワーク化による交通安全の確保	道路建設課
	内容	前橋市総合計画、群馬県サイクリングロードネットワーク計画推進事業等により、安全な自転車歩行者道のネットワーク化を図り、通学路の確保や自転車利用による環境保全、健康増進等の住民サービスの向上を図っています。今後も、安全安心で良好な環境整備を推進するため、財源確保及び道路事業、土地区画整理事業等その他の事業実施スケジュールとの調整を図りながら、事業を推進します。	
	事業	・サイクリングロードネットワーク計画における自転車歩行者道整備事業	
7-1-3	施策名	バリアフリー化整備の推進	道路建設課
	内容	前橋市交通バリアフリー基本構想を踏まえた、バリアフリー化整備特定事業を推進してきました。また、無電柱化推進計画の事業実施により安全な交通環境整備を進めています。財政状況を勘案しながら今後も計画的に取り組み、高齢者、障害者、通学者等が安全快適に安心して移動できる交通環境整備を図ります。	
	事業	・無電柱化事業	
7-1-4	施策名	各種公園・緑地の整備	公園緑地課
	内容	各種公園・緑地の整備を通して、憩いと交流の場等の確保、戸外で過ごせる時間の拡大を図ります。バリアフリー新法に基づき、新設公園は原則としてユニバーサルデザインを採用するとともに、既存公園についてもバリアフリー改修計画によりトイレ及び園路の改修を行ってきました。ただし、地形条件等によりバリアフリー化が困難な公園もあります。今後も財政状況を勘案しながらバリアフリー化を推進します。	
	事業	・身近な公園・緑地整備事業	

施策 番号	施策内容		担当
7-1-5	施策名	移動環境の整備	交通政策課
	内容	<p>停留所、標識、案内等について、障害に配慮した整備を行うよう関係機関に要請していきます。各関係機関と連携をとりながらバリアフリーに向けた整備を計画的に進めていきます。</p>	

(2) 情報アクセシビリティの推進

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

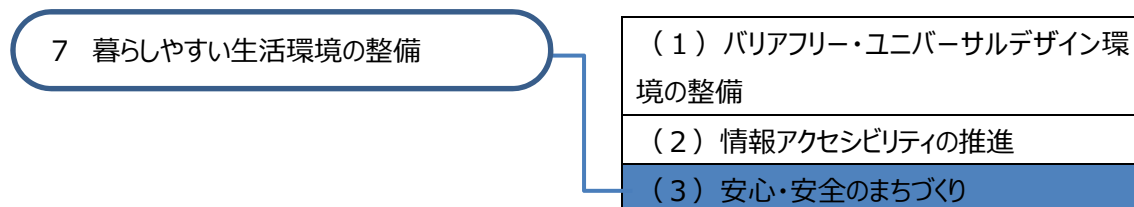
- アンケート調査の結果によれば、福祉サービス等の情報源として「市の広報紙」をあげた人は、身体障害で 38%、知的障害で 20%、精神障害で 21%、難病で 41%に達しており、広報紙は情報伝達における重要な媒体であることがわかります。情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障害のある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切に入手できるようにしていくことが重要です。障害のある人が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上および情報提供の充実などを進めていく必要があります。

施策番号	施策内容		担当
7-2-1	施策名	「広報まえばし」等を活用した広報啓発活動	市政発信課
	内容	「広報まえばし」などの広報媒体や、各種行事等を活用した広報啓発を進めます。「声の広報」については、ボランティアの協力を得ながら、希望者へCD版を配布しています。市ホームページは、音声読み上げソフト利用者等、様々な障害のある人に配慮したページ作成を推進しています。今後も情報を必要とする人が適切に情報を得ることができるよう、障害のある人へ配慮した情報発信を推進します。	
	事業	・広報まえばし ・声の広報	

施策番号	施策内容		担当
7-2-2	施策名	情報提供の充実	障害福祉課
	内容	各種福祉サービスをまとめた冊子「障害福祉のあらし」の内容を定期的に更新し充実させるとともに、広報紙や市ホームページの活用などにより、各種福祉サービスの周知に努めます。障害福祉制度の改廃や変更が頻繁に実施されているため、新規に障害者手帳を交付する人とともに、すでに制度を利用している人に対しても、よりわかりやすく情報提供できるよう努めます。	
7-2-3	施策名	障害者に対する情報の円滑な提供	障害福祉課
	内容	障害種別に合わせた情報提供方法として、視覚障害のある人向けの点字版資料による情報提供、聴覚に障害のある人のための手話通訳者の確保等を計画的に進め、障害者に対する情報の円滑な提供を図ります。	
7-2-4	施策名	各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化	障害福祉課
	内容	障害者総合支援法の改正等により、サービスの充実と利用手続きや基準の透明化・明確化が図られてきた一方、サービス等利用計画の義務化など、利用者にとっては複雑で手間のかかることが増えた面もあります。相談支援専門員やサービス提供事業所との連携を深めるとともに、通知等を工夫し、今後も申請手続き効率化・簡略化に努め、利用者の負担軽減を図ります。	

(3) 安心・安全のまちづくり

<施策体系の中の位置付け>



<基本的な考え方>

- アンケート調査結果によれば、災害時の避難場所を知らない人が、身体障害で 40%、知的障害で 60%、精神障害で 53%、難病で 36%に及んでいます。また、避難場所を知っていたとしても、自力避難ができないと考えている人が多くみられます。避難行動要支援者制度への登録を促すとともに、自力避難が困難な障害のある人等に対する災害時の適切な情報提供・避難支援等の具体的な体制を整備する必要があります。プライバシーに配慮しながら、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取組を日頃から積み重ねておくことが重要です。
- また、地域における防災・防犯ネットワークの確立に努め、障害のある人に対する防災・防犯知識の普及や、事故等における障害のある人への援助に関する知識の普及を進める必要があります。

施策番号	施策内容		担当
7-3-1	施策名	交通安全対策等の充実	交通政策課
	内容	本市における交通事故総数は減少傾向にあり、幼児・児童生徒の関係する交通事故は年々減少していますが、全事故に対する高齢者の割合は増えています。中途障害の大きな要因である交通事故防止のため、国・県等の指針に基づき、交通安全対策の充実を図っていきます。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動・啓発 ・交通安全教育 ・交通指導員による児童等の安全確保 	

施策番号	施策内容		担当
7-3-2	施策名	火災予防訪問活動の充実	消防局予防課
	内容	春秋の火災予防運動の一環として、「ひとり暮らし高齢者等家庭の防火訪問」により障害のある人がいる家庭を訪問し、防火安全対策を啓発しています。また、住宅用火災警報器の取り付けを支援しています。今後も、関係者のプライバシーに配慮しながら、火災予防訪問活動を充実していきます。	
7-3-3	施策名	緊急ファクシミリ、携帯電話等からのメール119番通報	消防局通信指令課
	内容	視覚・言語障害者福祉施設への個別訪問や、各種イベント等の機会を捉えて登録加入に係る広報活動を展開し、登録者数の増加推進を図るとともに、当該システムからの緊急通報に対する即応体制のさらなる強化を図ります。	
7-3-4	施策名	災害時要配慮者対策・災害時要配慮者避難対策	危機管理室
	内容	施設における災害時要配慮者の安全確保のため、施設および地域社会の協力のもとに、施設等の点検・改良、施設ごとの防災マニュアル策定と訓練実施、指導・啓発に努めます。 また、在宅の災害時要配慮者に対し、避難行動要支援者制度への登録を推進します。現在は希望者を対象として登録を行っていますが、希望がなくとも実際の避難時に支援を要する人もいるため、地域での日常的な見守り活動などを通じた適切な把握方法を検討します。	
	事業	・避難行動要支援者制度	

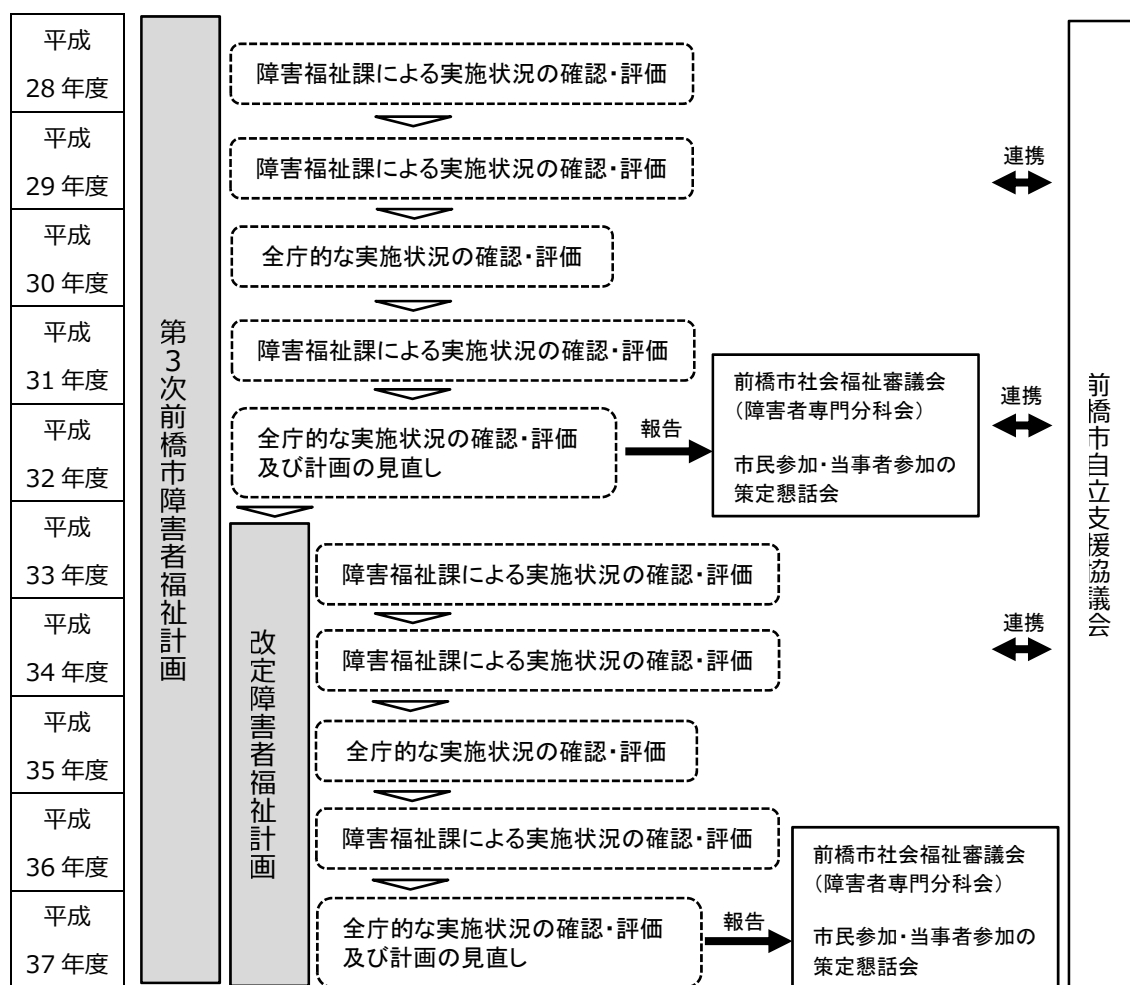
施策番号	施策内容		担当
7-3-5	施策名	防犯活動の推進	危機管理室
	内容	障害者に対する犯罪被害を防止するため、防犯知識の普及、多彩な情報媒体による不審者情報等の提供に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。今後も、多くの市民に対してすみやかに広く情報発信できるよう、新たな情報発信の手段や複合的な情報発信方法について検討します。	
	事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯教室・不審者対応訓練 ・防犯出前講座 ・まちの安全ひろメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等による情報発信 	
7-3-6	施策名	「安心カード」の配布	社会福祉課 (市社協)
	内容	一人暮らしの障害者や高齢者などの世帯で、希望する方へ「安心カード」を市社協、市福祉部各課、支所・地区公民館等の窓口で配布しています。「安心カード」とは、家族などの緊急連絡先、身体の状況、かかりつけ医、常用している薬など命を守るための情報を記入するカードで、記入しておくことで救急時や災害時に、救急隊や警察の適切な救急救命活動等の迅速な対応が望めます。	
	事業	・「安心カード」の配布	

第4章 計画の推進

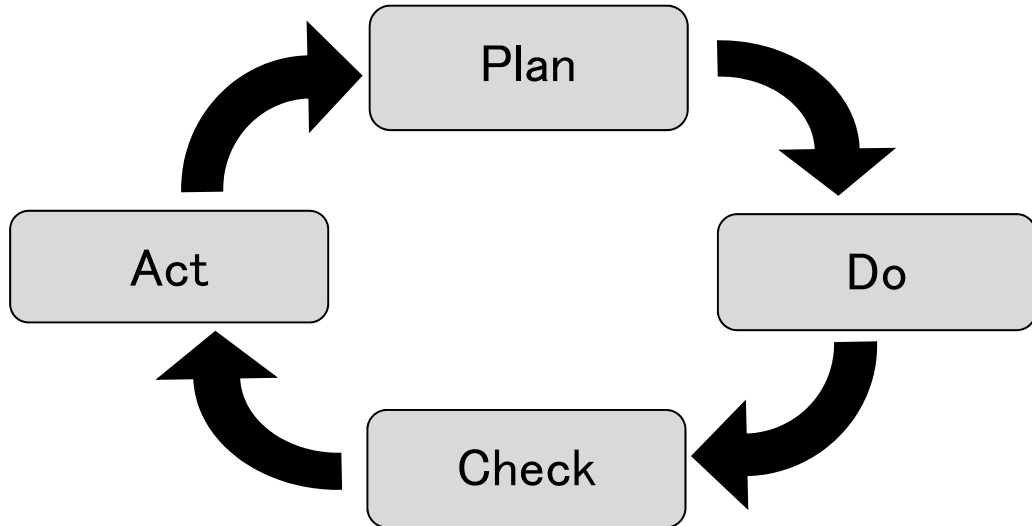
第1項 推進体制の整備（進捗状況の管理と評価）

障害福祉課所管の施策が多いことから、計画策定後は毎年度、障害福祉課の施策を中心とした実施状況の確認・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を講じること（PDCA サイクル）で計画を着実に推進します。計画期間の3年目にあたる平成30年度には、全庁的に過去2か年の施策の実施状況について確認・評価を実施し、中間的な総括を行います。また、5年目の平成32年度には、改めて全庁的な確認・評価を実施しながら、その結果を踏まえ平成33年度を初年度とする新たな計画への改定を行います。

なお、事業の実施状況の確認等に当たっては、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校等の関係機関、障害当事者団体等で構成される前橋市自立支援協議会と連携し、地域の実情及び課題の把握等に努めます。



■ P D C Aサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする